



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第33号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(13)(職員課)..... 2
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(14)(＃).....22
	鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則(15)(＃).....23

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 本庁に関する事項(第5条、第6条関係)

(1) 国民文化祭推進局を廃止することとした。

(2) 次に掲げる課等を新設することとした。

ア 企画部協働推進室

イ 生活環境部食の安全推進課

ウ 県土整備部河川課

エ 県土整備部治山砂防課

(3) 次に掲げる課を廃止することとした。

ア 生活環境部県民活動推進課

イ 県土整備部河川砂防課

2 附属機関に関する事項(第18条関係)

(1) 次に掲げる附属機関を新設することとした。

ア 鳥取県調理師試験委員

イ 鳥取県公共事業評価委員会

(2) 附属機関の庶務担当機関を変更することとした。

ア 鳥取県青少年問題協議会の庶務担当機関を協働推進室(現行 県民活動推進課)とすること。

イ 鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員の庶務担当機関を食の安全推進課(現行 県民生活課)とすること。

3 地方機関に関する事項

(1) 次に掲げる地方機関を新設することとした。

ア 障害者体育センター(新第45条の12、新第45条の13関係)

イ 中部療育園(第64条関係)

(2) 次に掲げる地方機関を廃止することとした。

ア 積善学園(第61条、第62条、第63条関係)

イ 大山農地開発局(第140条、第141条、第142条関係)

ウ 境港水産物地方卸売市場(第153条、第154条関係)

(3) 次に掲げる地方機関を再編することとした。

ア 身体障害者更生相談所を東部、中部及び西部に設置すること。(第39条、第40条関係)

イ 知的障害者更生相談所を東部、中部及び西部に設置すること。(第41条、第42条関係)

ウ 男女共同参画センターを総務部及び生活環境部の共管(現行 生活環境部所管)とすること。(第83条の2、第83条の3関係)

エ 水産事務所を商工労働部及び農林水産部の共管(現行 農林水産部所管)とすること。(第156条の22、第156条の24)

4 その他

内部組織、所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

(1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、4の一部は、同月16日から施行することとした。

(2) 鳥取県消防顕彰金条例施行規則等について、組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第13号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款の6 略</p> <p>第4款の7 <u>障害者体育センター（第45条の12・第45条の13）</u></p> <p>第5款～第10款 略</p> <p>第11款 削除</p> <p>第12款～第19款 略</p> <p>第5節 生活環境部の所管に属する機関</p> <p>第1款及び第2款 略</p> <p>第2款の2 削除</p> <p>第3款及び第4款 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第11款 略</p> <p>第12款から第14款まで 削除</p> <p>第15款 略</p> <p>第16款 削除</p> <p>第17款 略</p> <p>第18款（第151条 - 第154条）</p> <p>第8節 略</p> <p>第8節の2 <u>総務部及び生活環境部の所管に属する機関（第156条の18・第156条の19）</u></p> <p>第8節の3 <u>商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関</u></p> <p>第1款 <u>物産観光センター（第156条の20・第156条の21）</u></p> <p>第2款 <u>水産事務所（第156条の22 - 第156条の24）</u></p> <p>第9節 <u>防災監の所管に属する機関（第156条の25・第156条の26）</u></p> <p>第10節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（部及び局の名称等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款の6 略</p> <p>第5款～第10款 略</p> <p>第11款 <u>盲ろうあ児施設（第61条 - 第63条）</u></p> <p>第12款～第19款 略</p> <p>第5節 生活環境部の所管に属する機関</p> <p>第1款及び第2款 略</p> <p>第2款の2 <u>男女共同参画センター（第79条の2・第79条の3）</u></p> <p>第3款及び第4款 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第11款 略</p> <p>第12款及び第13款 削除</p> <p>第14款 <u>農地開発局（第140条 - 第142条）</u></p> <p>第15款 略</p> <p>第16款 <u>水産事務所（第145条の2 - 第147条）</u></p> <p>第17款 略</p> <p>第18款（第151条・第152条）</p> <p>第19款 <u>水産物地方卸売市場（第153条・第154条）</u></p> <p>第7節の2 <u>商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関（第154条の2・第154条の3）</u></p> <p>第8節 略</p> <p>第9節 <u>防災監の所管に属する機関（第156条の18・第156条の19）</u></p> <p>第10節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（部及び局の名称等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。</p>

総務部 人権局
企画部 文化観光局

農林水産部 水産振興局

3 略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	略	
	広報課	
	管財課	管理係・財産係・機械係・電気係・営繕室
	職員課	福利厚生室
	略	
	市町村振興課	分権推進室
	国際課	地域国際化係・国際交流第一係・国際交流第二係・旅券係
	電子県庁推進課	総務係
	略	
	企画部	企画振興課
	協働推進室	総務係・企画員
	略	
文化観光局	文化振興課	文化芸術係・企画戦略室
	国内交流推進室	管理係
	観光課	管理係・企画係・観光宣伝係
	景観自然課	景観づくり係・公園施設係
福祉保健部	略	
	障害福祉課	管理係・施設福祉係・在宅福祉係・精神保健福祉係
	略	
	医務薬事課	看護係・薬事係
生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・水質係・自然エネルギー推進室
	略	
	県民生活課	消費生活係
	食の安全推進課	
商工労働部	略	
	産業開発課	産業支援係・事業振興係・産学官連携推進室・企業立地推進室

総務部 人権局
企画部 文化観光局
国民文化祭推進局

農林水産部 水産振興局

3 略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	略	
	広報課	県政広報係
	管財課	管理係・財産係・機械係・電気係
	職員課	人事係・給与係・行政管理係・福利厚生室
	略	
	市町村振興課	行政係・選挙係・分権推進室
	国際課	企画係・国際交流第一係・国際交流第二係
	電子県庁推進課	
	略	
	企画部	企画振興課
	略	
文化観光局	文化振興課	文化芸術係・企画戦略室
	国内交流推進室	管理係
	観光課	管理係・企画係・観光宣伝係
	景観自然課	景観づくり係・公園施設係
国民文化祭推進局	略	
	障害福祉課	管理係・身体障害者福祉係・療育係・精神保健係
	略	
	医務薬事課	医事係・看護係・薬事係
生活環境部	環境政策課	総務係・大気係・水質係・水道係
	略	
	県民生活課	管理係・衛生指導係・食品衛生係
	県民活動推進課	
商工労働部	略	
	産業開発課	産業支援係・事業振興係・産学官連携推進室・企業立地推進室・自然エネルギー開発推進室

農林水産部	略	
	農政課	総務係・企画調整室・普及技術指導室
	略	
略	林政課	管理係・企画係・森林環境係・経営支援係・林業専門技術員室
	略	
略		
県土整備部	略	
	河川課	水政係・計画係・河川係・ダム係
	治山砂防課	採石係・砂防係・治山係
	略	
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港係・漁港室
建築課	管理係・まちづくり推進係・建築指導係	

(部の外に置く課の内部組織の設置)

第6条の2 第5条第3項の規定により部の外に置かれる次の表の左欄に掲げる課に、内部組織として同表の右欄に定める係を置く。

防災危機管理課	企画係・防災基盤係
略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

県民室

(1)及び(2) 略

(3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

広報課 略

管財課

(1)及び(2) 略

(3) 職員宿舎に関すること。

(4)~(6) 略

(7) 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。

(8) 大規模な営繕(障害福祉課の所掌に属するものを除く。)に関すること(施工監理に関する事項を除く。)

(9) 建築工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)及び技術に関すること。

(10) 建物の評価に関すること。

農林水産部	略	
	農政課	総務係・普及技術指導室
	略	
略	林政課	管理係・企画係・森林環境係・団体育成係・林業専門技術員室
	略	
略		
県土整備部	略	
	河川砂防課	庶務係・管理係・計画係・河川係・砂防係・治山係・利水係
	略	
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港整備係・漁港室
	建築課	管理係・まちづくり推進係・建築指導係・耐震営繕係・営繕企画室

(部の外に置く課の内部組織の設置)

第6条の2 第5条第3項の規定により部の外に置かれる次の表の左欄に掲げる課に、内部組織として同表の右欄に定める係を置く。

防災危機管理課	防災係・危機管理係
略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

県民室

(1)及び(2) 略

(3) 県の業務に対する苦情の申出・相談の処理に関すること。

(4) その他県政に係る広聴に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

広報課 略

管財課

(1)及び(2) 略

(3) 職員公舎及び職員住宅に関すること。

(4)~(6) 略

職員課～国際課 略
電子県庁推進課

- (1) 電子県庁の推進に関すること。
- (2) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

人権局人権推進課

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権ひろば21に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること(男女共同参画推進課と共管)。

人権局同和对策課 略

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課 略
協働推進室

- (1) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。
- (3) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

情報政策課～文化観光局景観自然課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略
障害福祉課

- (1)～(6) 略
- (7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、身体障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者療護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設及び障害者体育センターに関すること。
- (8) 大規模な営繕(知的障害者更生施設(鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園に限る。))及び肢体不自由児施設の新築及び増築に限る。)に関すること(施工監理に関する事項を除く。)

長寿社会課～健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

職員課～国際課 略
電子県庁推進課
電子県庁の推進に関すること。

人権局人権推進課
人権施策の推進に関すること。

人権局同和对策課 略

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画振興課 略

情報政策課～文化観光局景観自然課 略
国民文化祭推進局
国民文化祭の開催に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略
障害福祉課

- (1)～(6) 略
- (7) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、身体障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者療護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に関すること。

長寿社会課～健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)~(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 鉱業権に関すること。

(14) エネルギー対策に関すること。

(15) 新エネルギーの普及及び推進に関すること。

(16) 略

(17) 略

環境管理推進課及び循環型社会推進課 略

男女共同参画推進課

(1)及び(2) 略

(3) 男女共同参画センターに関すること(人権局人権推進課と共管)。

県民生活課

(1)~(6) 略

(7) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 交通事故相談所及び消費生活センターに関すること。

食の安全推進課

(1) 食品衛生に関すること。

(2) ふぐ調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関すること。

(3) と畜場及びと畜に関すること。

(4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

(5) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に関すること。

(6) 食肉衛生検査所に関すること。

(7) 水道に関すること。

(1)~(6) 略

(7) 水道に関すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

環境管理推進課及び循環型社会推進課 略

男女共同参画推進課

(1)及び(2) 略

(3) 男女共同参画センターに関すること。

県民生活課

(1)~(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 食品衛生に関すること。

(12) ふぐ調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関すること。

(13) と畜場及びと畜に関すること。

(14) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 食肉衛生検査所、交通事故相談所及び消費生活センターに関すること。

県民活動推進課

(1) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。

住宅環境課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1)~(7) 略

(8) 水産事務所に關すること(水産振興局水産課と共管)。

(9) 略

(10) 略

経済交流課 略

産業開発課

(1) 産業の支援に關すること。

(2) 企業の育成に關すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 共同して研究等を行う大学等、民間及び官庁の連携に關すること。

(7) 略

(8) 科学技術の振興に關すること。

(9) 略

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課及び経営支援課 略

団体指導課

(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合及び漁業協同組合連合会の育成指導に關すること。

(2)~(4) 略

生産振興課

(1)~(3) 略

(4) 略

畜産課 略

耕地課

(2) 特定非営利活動法人に關すること。

(3) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に關すること。

(4) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に關すること。

住宅環境課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1)~(7) 略

(8) 略

(9) 略

経済交流課 略

産業開発課

(1) 工業の振興に關すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 鉱業権に關すること。

(6) エネルギー対策に關すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 新エネルギーの普及及び推進に關すること。

労働雇用課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課及び経営支援課 略

団体指導課

(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会の育成指導に關すること。

(2)~(4) 略

生産振興課

(1)~(3) 略

(4) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に關すること。

(5) 略

畜産課 略

耕地課

(1)~(9) 略

林政課及び森林保全課 略

水産振興局水産課

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 水産事務所に関すること(経済政策課と共
管)。

(12) 水産試験場及び栽培漁業センターに関すること。

(13)~(15) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと
する。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 総務部、福祉保健部及び県土整備部が所掌する
土木建築工事の入札に関すること。

(9)~(17) 略

道路課及び都市計画課 略

河川課

(1)~(9) 略

(10) 農地開発局に関すること。

林政課及び森林保全課 略

水産振興局水産課

(1)~(3) 略

(4) 水産業協同組合及び漁業協同組合連合会の育成
指導に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 水産事務所、水産試験場、栽培漁業センター及
び水産物地方卸売市場に関すること。

(13)~(15) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと
する。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 県土整備部が所掌する土木建築工事の入札に関
すること。

(9)~(17) 略

道路課及び都市計画課 略

河川砂防課

(1) 河川の維持管理及び工事に関すること。

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事(耕地課及び
空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する
こと。

(3) 水利に関すること。

(4) 水防に関すること。

(5) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関
すること。

(6) 採石法(昭和25年法律第291号)の施行に関
すること。

(7) 公有水面の埋立て(耕地課及び空港港湾課の所
掌に属するものを除く。)に関すること。

(8) 砂防に関すること。

(9) 地すべりによる災害の防止に関すること。

(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。

(11) 雪崩による災害の防止に関すること。

(12) 河川総合開発計画に関すること。

(13) 治山事業に関する(森林保全課の所掌に属
するものを除く。)

- (1) 公有水面の埋立て(耕地課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 水防に関すること。
- (3) 河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること。
- (4) 河川の維持管理及び工事に関すること。
- (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(耕地課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 水利に関すること。
- (7) 河川総合開発計画に関すること。

治山砂防課

- (1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関すること。
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)の施行に関すること。
- (3) 砂防に関すること。
- (4) 地すべりによる災害の防止に関すること。
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。
- (6) 雪崩による災害の防止に関すること。
- (7) 治山事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

旧中部ダム予定地域振興課及び空港港湾課 略
建築課

(1)~(5) 略

(6) 略

(内部組織の所掌事務)

第14条 略

2 略

(職制)

第15条 略

2 部、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

3 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあっては当該部の長が、課長補佐の場合にあっては当該課の長が、

旧中部ダム予定地域振興課及び空港港湾課 略
建築課

(1)~(5) 略

(6) 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。

(7) 県有建物の営繕に関すること。

(8) 建築工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)及び技術に関すること。

(9) 建物の評価に関すること。

(10) 略

(内部組織の所掌事務)

第14条 略

2 略

3 局に課を置かない場合の局の内部組織の所掌事務は、局の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(職制)

第15条 略

2 部、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部に次長を、局に次長及び局長補佐を、課に課長補佐を置くことができる。

3 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあっては当該部又は局の長が、局長補佐の場合にあっては当該局

それぞれ定めるものとする。

4及び5 略

6 略

7 略

(事務分担)

第17条 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例(昭和25年鳥取県条例第43号)第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	企画振興課
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	協働推進室
略		
略		健康対策課
鳥取県東部感染症審査協議会、鳥取県中部感染症審査協議会及び鳥取県西部感染症審査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第1項の規定による感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告及び入院の期間の延長に關し必要な事項の審議に関する事務	
鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例(平成15年鳥取県条例第2号)第1条の規定による調理師試験に関する事務	

の長が、課長補佐の場合にあっては当該課の長が、それぞれ定めるものとする。

4及び5 略

6 課を置かない局の内部組織にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

7 略

8 略

(事務分担)

第17条 略

2 前項の規定に関わらず、局に課を置かない場合の局の職員の分担事務については、局の長が定めるものとする。

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例(昭和25年鳥取県条例第43号)第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	企画振興課
略		
略		健康対策課
鳥取県東部感染症審査協議会、鳥取県中部感染症審査協議会及び鳥取県西部感染症審査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第1項の規定による感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告及び入院の期間の延長に關し必要な事項の審議に関する事務	

鳥取県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境政策課	鳥取県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境政策課
略			略		
鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民生活課	鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第24条の規定による県民の消費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民生活課
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務		鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	
鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例（平成12年鳥取県条例第20号）第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務		鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例（平成12年鳥取県条例第20号）第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第32号）第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務		鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第32号）第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務	
鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員	鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第31号）第1条の規定によるふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験に関する事務	食の安全推進課	鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員	鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第31号）第1条の規定によるふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験に関する事務	

略		
略		管理課
鳥取県土地 収用事業認 定審議会	土地収用法（昭和26年法律 第219号）第34条の7第1 項の規定による同法の規定 によりその権限に属させら れた事項の調査審議に關す る事務	
鳥取県公共 事業評価委 員会	鳥取県公共事業評価委員会 条例（平成15年鳥取県条例 第8号）第2条の規定によ る実施中の公共事業の評価、 公共工事の費用の縮減、公 共工事における環境配慮物 品の使用その他の環境への 配慮及びその他公共事業に 關し客観的な評価又は検討 が必要であると認められた 事項についての調査審議に 關する事務	
略		

（内部組織）

第26条 大阪事務所に商工観光課及び市場調査課を置く。

（内部組織及び所掌事務）

第26条の3 日野総合事務所に次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略		
農林局	略	
	林業振興課	林政係・振興係・林道係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局総務課 略

県民局県民課

(1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に關すること。

(2) 日野郡民の行政参画の推進に關すること。

(3)~(8) 略

(9) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に關すること。

(10) 観光の振興に關すること。

(11)及び(12) 略

鳥取県青少 年問題協議 会	鳥取県青少年問題協議会設 置条例（昭和28年鳥取県条 例第46号）第1条の規定に よる青少年の指導、育成、 保護及び矯正に關する総合 的施策の調査審議、関係行 政機関相互の連絡調整並び に知事に対する意見具申に 關する事務	県民活動推 進課
略		
略		管理課
鳥取県土地 収用事業認 定審議会	土地収用法（昭和26年法律 第219号）第34条の7第1 項の規定による同法の規定 によりその権限に属させら れた事項の調査審議に關す る事務	
略		

（内部組織）

第26条 大阪事務所に商工観光課及び農産流通課を置く。

（内部組織及び所掌事務）

第26条の3 日野総合事務所に次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略		
農林局	略	
	林業振興課	林政係・普及係・林産振 興係・林道係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局総務課 略

県民局県民課

(1) 県の業務に対する苦情の申出及び相談の処理に關すること。

(2) 県政にかかる広聴に關すること。

(3)~(8) 略

(9) 中小企業の各種相談に關すること。

(10) 観光に關する情報の収集及び提供に關すること。

(11)及び(12) 略

福祉保健局福祉総務課～県土整備局河川砂防課 略

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部県民局 略	県民課・振興課
---------------	---------

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民課

- (1) 略
- (2) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 市町村との連絡調整に関すること(西部県民局に限る。)
- (7) 過疎・中山間地域の振興に関すること(西部県民局に限る。)
- (8) 旅券の発給に関すること(中部県民局に限る。)
- (9) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること(中部県民局に限る。)

(10) 略

(11) 略

振興課

- (1) 市町村との連絡調整に関すること。
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (4) その他中部地域の振興に関すること。

観光国際課及び商工労働課 略

(所掌事務)

第38条の3 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第38条の4 福祉相談センターに総務課、相談課、判定課及び一時保護課を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第39条 鳥取県身体障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

福祉保健局福祉総務課～県土整備局河川砂防課 略

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部県民局 略	県民課
---------------	-----

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民課

- (1) 略
- (2) 県の業務に対する苦情の申出・相談の処理に関すること。
- (3) 県政にかかる広聴に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 市町村との連絡調整に関すること。
- (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(9) 中小企業の各種相談に関すること(中部県民局に限る。)

(10) 観光の振興に関すること(中部県民局に限る。)

(11) 略

(12) 略

観光国際課及び商工労働課 略

(所掌事務)

第38条の3 福祉相談センターは、身体障害者、知的障害者、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第38条の4 福祉相談センターに総務課、相談課、障害福祉課、判定課及び一時保護課を置く。

(名称、位置及び所管区域)

第39条 鳥取県身体障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部身体障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部身体障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部身体障害者更生相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(名称、位置及び所管区域)

第41条 鳥取県知的障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第10号)第1条の規定により設置された知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県中部知的障害者更生相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部知的障害者更生相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第42条 知的障害者更生相談所は、知的障害者の相談に応じ、その医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導等を行う事務を所掌する。

(所掌事務)

第45条の11 略

第4款の7 障害者体育センター

(名称及び位置)

第45条の12 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第1号)第2条の規定により設置された障害者体育センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立障害者体育センター	鳥取市

名称	位置	所管区域
鳥取県身体障害者更生相談所	鳥取市	鳥取県の区域

(名称、位置及び所管区域)

第41条 鳥取県知的障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第10号)第1条の規定により設置された知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取県の区域

(所掌事務)

第42条 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関する主として次の事務を所掌する。

- (1) 知的障害者に関する問題につき、家庭その他のからの相談に応ずること。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

(所掌事務)

第45条の11 略

(所掌事務)

第45条の13 障害者体育センターは、障害者の体育活動等を推進するための事務を所掌する。

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款～第10款 略

第11款 削除

第61条から第63条まで 削除

(名称及び位置)

第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
略	
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市
鳥取県立中部療育園	倉吉市

(内部組織)

第66条 皆生小児療育センターに事務部、医務部、看護部、生活指導部及び通園指導部を置き、事務部に庶務係及び監理係を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課 略

生活環境課

第4節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款～第10款 略

第11款 盲ろうあ児施設

(名称及び位置)

第61条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された盲ろうあ児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立積善学園	岩美郡国府町

(所掌事務)

第62条 盲ろうあ児施設は、盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させてこれを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助を与える事務を所掌する。

(内部組織)

第63条 盲ろうあ児施設に庶務係及び養護部を置く。

(名称及び位置)

第64条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
略	
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市

(内部組織)

第66条 皆生小児療育センターに事務部、医務部、看護部及び生活指導部を置き、事務部に庶務係及び監理係を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課 略

生活環境課

- (1)~(10) 略
- (11) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に関すること。
- (12) 略
- (13) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (14) 略
- (15) 自然環境の保護に関すること。
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

総務福祉課及び福祉総務課 略
保健衛生課

- (1)~(19) 略
- (20) 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農薬に関すること。
- (21) 略
- (22) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (23) 略
- (24) 自然環境の保護に関すること。
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略

総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課 略

- (1)~(10) 略

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

総務福祉課及び福祉総務課 略
保健衛生課

- (1)~(19) 略

- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略

総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課 略

第2款の2 男女共同参画センター

(名称及び位置)

第79条の2 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例第2条の規定により設置された男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県男女共同参画センター	倉吉市

(所掌事務)

第79条の3 男女共同参画センターは、男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の育成に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相互の交流及び連携に関すること。
- (4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に係る相談に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現のために必要な業務に関すること。

(内部組織)

第96条 産業技術センターに総務課、研究企画部、機械素材研究所及び食品開発研究所を置き、部及び研究所の事務を分掌させるため、研究企画部に企画室及び技術開発室を、技術開発室に応用電子科、有機材料科及び産業デザイン科を、機械素材研究所に生産システム科、無機材料科を、食品開発研究所に食品技術科及び応用生物科をそれぞれ置く。

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	略	林政係・振興係・林道係
	林業振興課	
鳥取県八頭地方農林振興局	略	林政係・振興係・林道係
	林業振興課	
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	林政係・振興係・林道係
	林業振興課	
鳥取県米子地方農林振興局	略	林政係・振興係・林道係
	林業振興課	
	略	

第4節 農林水産部の所管に属する機関

第12款から第14款まで 削除
 第136条から第142条まで 削除
 第16款 削除

(内部組織)

第96条 産業技術センターに総務課、企画調整室、技術開発部及び応用技術部を置き、部の事務を分掌させるため、技術開発部に応用電子科、材料開発科及び産業デザイン科を、応用技術部に調整支援科、生産技術科、食品技術科及び応用生物科をそれぞれ置く。

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	略	林政係・普及係・林産振興係・林道係
	林業振興課	
鳥取県八頭地方農林振興局	略	林政係・普及係・林産振興係・林道係
	林業振興課	
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	林政係・普及係・林産振興係・林道係
	林業振興課	
鳥取県米子地方農林振興局	略	林政係・普及振興係・林道係
	林業振興課	
	略	

第4節 農林水産部の所管に属する機関

第12款及び第13款 削除
 第136条から第139条まで 削除
 第14款 農地開発局

(設置)

第140条 農地開発局を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県大山農地開発局	米子市

(所掌事務)

第141条 農地開発局は、大山山ろく地域における次に掲げる土地改良事務を所掌する。
 (1) 総合農地開発事業に関すること。
 (2) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。
 (3) 下蚊屋地区ほ場整備事業に関すること。

(内部組織)

第142条 農地開発局に開発調査係及び事業推進係を置く。

第16款 水産事務所

第146条及び第147条 削除

(所掌事務)

第149条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 略

(内部組織)

第150条 水産試験場に、総務課、漁場開発科、海洋資源科及び試験船第1鳥取丸を置く。

第18款 栽培漁業センター

(設置)

第151条 略

(所掌事務)

第152条 栽培漁業センターは、沿岸漁業に係る次に掲げる事務を所掌する。

(1) 水産動植物の増殖及び養殖についての試験研究及び調査に関すること。

(2) その他沿岸漁業の促進に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第145条の2 鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

(所掌事務)

第146条 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 漁業取締に関すること。

(2) 漁船及び小型船舶に関すること。

(3) 漁港その他漁業用施設に関すること。

(4) 水産物の流通に関すること。

(5) その他水産業の振興に関すること。

(内部組織)

第147条 水産事務所に管理係及び業務係を置く。

(所掌事務)

第149条 水産試験場は、次の各号に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 水産動植物の増殖及び養殖についての試験研究及び調査に関すること。

(3) 略

(内部組織)

第150条 水産試験場に、総務課、海洋漁業部及び栽培漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、海洋漁業部に漁場開発科、海洋資源科及び試験船第1鳥取丸を、栽培漁業部に健苗育成科、増殖環境科及び試験船第2鳥取丸をそれぞれ置く。

第18款 栽培漁業センター

(設置)

第151条 略

(所掌事務)

第152条 栽培漁業センターは、栽培漁業に係る次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 水産動植物の種苗の生産に関すること。

(2) 水産動植物の種苗の放流及び配付に関すること。

(3) その他栽培漁業の促進に関すること。

(内部組織)

第152条の2 栽培漁業センターに、総務課、生産技術科、増殖技術科及び試験船第2鳥取丸を置く。

第153条及び第154条 削除

(内部組織)

第156条の17 略

第8節の2 総務部及び生活環境部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第156条の18 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例第2条の規定により設置された男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県男女共同参画センター	倉吉市

(所掌事務)

第156条の19 男女共同参画センターは、男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。

第19款 水産物地方卸売市場

(名称及び位置)

第153条 鳥取県境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)第2条の規定により設置された水産物地方卸売市場の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県境港水産物地方卸売市場	境港市

(所掌事務)

第154条 水産物地方卸売市場は、水産物の卸売等の業務を行なわせるための事務を所掌する。

第7節の2 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

(物産観光センターの設置)

第154条の2 物産観光センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県物産観光センター	鳥取市

(物産観光センターの所掌事務)

第154条の3 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに観光の紹介及び宣伝に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第156条の17 略

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の育成に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相互の交流及び連携に関すること。
- (4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に係る相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現のために必要な業務に関すること。

第 8 節の 3 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第 1 款 物産観光センター

(物産観光センターの設置)

第156条の20 物産観光センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県物産観光センター	鳥取市

(物産観光センターの所掌事務)

第156条の21 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに観光の紹介及び宣伝に関する事務を所掌する。

第 2 款 水産事務所

(名称、位置及び所管区域)

第156条の22 鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

(所掌事務)

第156条の23 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 漁業取締に関すること。
- (2) 漁船及び小型船舶に関すること。
- (3) 漁港その他漁業用施設に関すること。
- (4) 水産物の流通に関すること。
- (5) 境港水産物地方卸売市場に関すること。
- (6) その他水産業の振興に関すること。

(内部組織)

第156条の24 水産事務所に管理係及び業務係を置く。

第 9 節 防災監の所管に属する機関

(設置)

第156条の25 略

(所掌事務)

第156条の26 略

第 9 節 防災監の所管に属する機関

(設置)

第156条の18 略

(所掌事務)

第156条の19 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、第18条の改正(鳥取県環境審議会の項の改正に限る。)は、同月16日から施行する。

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条項	改正前	改正後
鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和44年鳥取県規則第20号)	第 6 条 第 3 項	河川砂防課長	河川課長
現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)	別表 1 の 2	喜多原学園 皆成学園 積善学園	喜多原学園 皆成学園
		鳥取療育園	鳥取療育園 中部療育園
鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)	第 7 条 第 2 項 第 1 号	生活環境部県民活動推進課	企画部協働推進室
鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則(平成14年鳥取県規則第5号)	第 2 条 第 1 号	県土整備部河川砂防課	県土整備部河川課

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第14号

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>（1）企業局</p> <p>ア 本局</p> <p>（ア）～（ウ） 略</p> <p>（エ） 室長</p> <p>（オ） 略</p> <p>（カ） 略</p> <p>イ 略</p> <p>（2）病院局</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 副室長（<u>医療安全対策室の副室長に限る。</u>）</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>（1）企業局</p> <p>ア 本局</p> <p>（ア）～（ウ） 略</p> <p>（エ） 略</p> <p>（オ） 略</p> <p>イ 略</p> <p>（2）病院局</p> <p>ア～ケ 略</p>

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第15号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）院長、副院長、部長、次長、 <u>室長（中央放射線室、中央検査室及び医療安全対策室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）</u> の職を占める職員とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、局長、課長（病院局総務課長に限る。）院長、副院長、部長、次長 <u>及び室長（中央放射線室及び中央検査室の室長に限る。）</u> の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。